

(表面)

様式 9

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

横浜市長

申請者

住所

氏名

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設置の場所			
許可の年月日 及び許可番号	年	月	日 第 号
埋め立てた一般廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量	種類	数量 (m <sup>3</sup> )	性状
埋立地の面積及び埋立ての深さ	面積	埋立ての深さ	m <sup>2</sup> m
埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年	月	日
埋立処分終了年月日	年	月	日
悪臭の発散の防止に関する措置の内容			
火災の発生の防止に関する措置の内容			
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容			
地下水等の水質の状況			

(裏面)

次の事項は基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供される最終処分場を除く	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
次の事項は基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供される最終処分場に限る	
埋め立てた水銀処理物の数量	
覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	
※ 事務処理欄	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 ※の欄は記入しないこと。</li><li>2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。</li><li>3 「次の事項は基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供される最終処分場を除く」の欄の記載については、次の点に留意すること。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。</li><li>(2) 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。</li></ol></li><li>4 「次の事項は基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供される最終処分場に限る」の欄の記載については、次の点に留意すること。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 覆いとは、最終処分基準省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいうこと。</li><li>(2) 講じた措置とは、最終処分基準省令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置をいうこと。</li></ol></li></ol>	

(A4)